第一条の四に次の一項を加える。

2　所得税法第百三十七条の二（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）又は第百三十七条の三（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）の規定の適用がある場合における前項第二号イの規定の適用については、次に定めるところによる。

一　所得税法第百三十七条の二第二項の規定により同条第一項の納税の猶予に係る期限の延長を受ける個人が財産の贈与をした場合には、当該贈与に係る贈与税の前項第二号イの規定の適用については、当該個人は、当該贈与前五年以内のいずれかの時においてこの法律の施行地に住所を有していたものとみなす。

二　所得税法第百三十七条の三第一項の規定の適用を受ける者から同項の規定の適用に係る贈与により財産を取得した者（以下この号において「受贈者」という。）が財産の贈与（以下この号において「二次贈与」という。）をした場合には、当該二次贈与に係る贈与税の前項第二号イの規定の適用については、当該受贈者は、当該二次贈与前五年以内のいずれかの時においてこの法律の施行地に住所を有していたものとみなす。ただし、当該受贈者が同条第一項の規定の適用に係る贈与前五年以内のいずれの時においてもこの法律の施行地に住所を有していたことがない場合には、この限りでない。

三　所得税法第百三十七条の三第二項の規定の適用を受ける相続人が財産の贈与をした場合には、当該贈与に係る贈与税の前項第二号イの規定の適用については、当該相続人は、当該贈与前五年以内のいずれかの時においてこの法律の施行地に住所を有していたものとみなす。ただし、当該相続人が同条第二項の規定の適用に係る相続の開始前五年以内のいずれの時においてもこの法律の施行地に住所を有していたことがない場合には、この限りでない。

第二条第一項中「第一条の三第一号」を「第一条の三第一項第一号」に改め、同条第二項中「第一条の三第三号」を「第一条の三第一項第三号」に改める。

第二条の二第一項中「第一条の四第一号」を「第一条の四第一項第一号」に改め、同条第二項中「第一条の四第三号」を「第一条の四第一項第三号」に改める。

第十条第一項第五号中「第五十九条第一項」の下に「及び第二項」を加える。

第十一条の二第一項中「第一条の三第一号」を「第一条の三第一項第一号」に改め、同条第二項中「第一条の三第三号」を「第一条の三第一項第三号」に改める。

第十三条第一項中「第一条の三第一号」を「第一条の三第一項第一号」に改め、同条第二項中「第一条の三第三号」を「第一条の三第一項第三号」に改める。

第十四条に次の一項を加える。

3　前項の債務の確定している公租公課の金額には、被相続人が、所得税法第百三十七条の二第一項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）（同条第二項の規定により適用する場合を含む。第三十二条第一項第九号イにおいて同じ。）の規定の適用を受けていた場合における同法第百三十七条の二第一項に規定する納税猶予分の所得税額並びに同法第百三十七条の三第一項及び第二項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）（これらの規定を同条第三項の規定により適用する場合を含む。）の規定の適用を受けていた場合における同条第四項に規定する納税猶予分の所得税額を含まない。ただし、同法第百三十七条の二第十三項の規定により当該被相続人の納付の義務を承継した当該被相続人の相続人（包括受遺者を含む。以下この項及び同号において同じ。）が納付することとなつた同条第一項に規定する納税猶予分の所得税額及び当該納税猶予分の所得税額に係る利子税の額（当該納税猶予分の所得税額に係る所得税の同法第百二十八条（確定申告による納付）又は第百二十九条（死亡の場合の確定申告による納付）の規定による納付の期限の翌日から当該被相続人の死亡の日までの間に係るものに限る。）並びに同法第百三十七条の三第十五項の規定により当該被相続人の納付の義務を承継した当該被相続人の相続人が納付することとなつた同条第四項に規定する納税猶予分の所得税額及び当該納税猶予分の所得税額に係る利子税の額（当該納税猶予分の所得税額に係る所得税の同法第二編第五章第二節第三款（納付）の規定による納付の期限の翌日から当該被相続人の死亡の日までの間に係るものに限る。）については、この限りでない。

第十九条の三第一項中「第一条の三第三号」を「第一条の三第一項第三号」に、「とき又は」を「とき、又は」に改める。

第十九条の四第一項中「第一条の三第二号」を「第一条の三第一項第二号」に、「とき又は」を「とき、又は」に改める。

第二十一条の二第一項中「第一条の四第一号」を「第一条の四第一項第一号」に改め、同条第二項中「第一条の四第三号」を「第一条の四第一項第三号」に改め、同条第三項中「第一条の四第一号」を「第一条の四第一項第一号」に、「同条第三号」を「同項第三号」に、「同条第二号」を「同項第二号」に改める。

第二十一条の三第一項第四号中「（昭和四十年法律第三十三号）」を削る。

第二十一条の四第一項中「第一条の四第二号」を「第一条の四第一項第二号」に改める。

第二十一条の十六第二項中「同条第四号」を「同項第四号」に改める。

第三十二条第一項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九　次に掲げる事由が生じたこと。

イ　所得税法第百三十七条の二第十三項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）の規定により同条第一項の規定の適用を受ける同項に規定する国外転出をした者に係る同項に規定する納税猶予分の所得税額に係る納付の義務を承継したその者の相続人が当該納税猶予分の所得税額に相当する所得税を納付することとなつたこと。

ロ　所得税法第百三十七条の三第十五項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）の規定により同条第七項に規定する適用贈与者等に係る同条第四項に規定する納税猶予分の所得税額に係る納付の義務を承継した当該適用贈与者等の相続人が当該納税猶予分の所得税額に相当する所得税を納付することとなつたこと。

ハ　イ及びロに類する事由として政令で定める事由

第五十九条第一項中「（以下この項」の下に「及び次項」を加え、「様式に従つて」を「ところにより」に改め、同条第七項中「第四項」を「第五項」に、「第五項」を「第六項」に、「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「又は第二項」を「から第三項まで」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「若しくは第二項」を「から第三項までの規定」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「又は第二項に」を「、第二項又は第三項に」に、「又は第二項の」を「から第三項までの」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　保険会社等でこの法律の施行地に営業所等を有するものは、生命保険契約又は損害保険契約の契約者が死亡したことに伴いこれらの契約の契約者の変更の手続を行つた場合には、当該変更の効力が生じた日の属する年の翌年一月三十一日までに、財務省令で定めるところにより作成した調書を当該調書を作成した営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。ただし、当該変更の手続を行つた生命保険契約又は損害保険契約が、解約返戻金に相当する金額が一定金額以下のものである場合その他の財務省令で定めるものである場合は、この限りでない。

第六十二条第一項中「第一条の三第一号」を「第一条の三第一項第一号」に、「第一条の四第一号」を「第一条の四第一項第一号」に改め、同条第二項中「第一条の三第二号」を「第一条の三第一項第二号」に、「第一条の四第二号」を「第一条の四第一項第二号」に、「第一条の三第一号」を「第一条の三第一項第一号」に、「第一条の四第一号」を「第一条の四第一項第一号」に改める。